

牧原秀樹氏に聞く

一人ひとりが活躍できる社会を

経産省、厚労省間の壁を乗り越え、横断的な協力を目指す



【プロフィール】 牧原秀樹（まきはらひでき） 経済産業副大臣、元厚生労働副大臣／弁護士・ニューヨーク州弁護士。東京大学法学部に入学し、在学中に司法試験合格。弁護士登録後、あさひ法律事務所（現：西村あさひ法律事務所）に入所、2001年にジョージタウン大学に入学し、その後、ニューヨーク州弁護士登録。

◆ 牧原秀樹氏 戦後の労働基準法は、細かには改正されてきましたが、これだけの改正はされませんでした。法律で一人ひとりの働く時間を制限することを抱えての法改正でした。実際、審議の中でも法律で規制することへの議論はたくさん出ました。他方で過労死をされたご家族のお話しさを伺うと、働くを得ない状況に抵抗ができる、尊い命を犠牲にされた方が

◆ 吳橋美紀理事 厚生労働副大臣時代に取り組まれた「働き方改革法」についてお聞かせください。

◆ 牧原秀樹氏 戦後の労働基準法は、細かには改正されてきましたが、これだけの改正はされませんでした。法律で一人ひとりの働く時間を制限することを抱えての法改正でした。実際、審議の中でも法律で規制することへの議論はたくさん出ました。他方で過労死をされたご家族のお話しさを伺うと、働くを得ない状況に抵抗ができる、尊い命を犠牲にされた方が

牧原秀樹氏は一九九五年に東京大学法学部を卒業後、同年に司法研修所に入所し、あさひ法律事務所（現：西村あさひ法律事務所）をはじめ、国内外のロー・ファームに在籍するなど、通商の専門家として活躍する。その経験を活かし、経済産業省に入省し、通商政策局通商機構部の参事官補佐として、わが国の通商交渉、紛争を担当する。その後、二〇〇五年に衆議院選挙に立

当協会の吳橋美紀理事。

今日は厚労副大臣時代に取り組まれた「働き方改革」が成立するまでの経緯や、経済産業副大臣としての職務に就いては、これまで義務に当たるのかという点には議論がありました。

候補し、初当選を果たし、二〇一七年一二〇八年まで厚生労働副大臣を務め、現在は経済産業副大臣としての職務に就いては、これまで義務に当たるのかという点には議論がありましたが、研究者としてご自身の研究や学術論文の発表に従事しているということが、どこまで義務に当たるのかという点には議論がありました。

もし、これを働く時間にすればいい。この両方をどうバランスをとつて、より良い法律にするのか、こういうことに苦しみだ法案でした。

全国のさまざまな企業などを訪問させていただいて、働き方の多様性、働く側からみて、最大限に生かせる、そういう悲しみはなくさなければいけない。この両方を

いなど思っています。それは、今申し上げたような「労働者側から見た時

の視点」これを大切にしたいと思つています。

◆ 牧原氏 医師の働き方について

これは働き方改革でも当初から例外にされてきましたが、その時、医師の働き方という

人よりも長い残業時間を罰則付きの規制を入れることで落ち着きましたが、そこ

こととなり、医師には通常

の人は非常に難しい課題であります。

◆ 牧原氏 わが国の国民皆保険制度は本当に素晴らしいです。ですから私たちも街頭でそう訴えたりするのであります。

◆ 牧原氏 歯科医師で開業医の方は経営者側になるので、労働基準法の残業規制が適用されません。歯科診療所で働くスタッフの方は、働き方改革の対象にならないと思います。ここは労基法の変わらぬ原則ですが、やはり医療が医師、歯科医師の方々の本当に献身的な想いで支えられている。

ただ、日本の場合、そこが

顕著なので、そのことを国

民はあたり前のことではな

いのだと受けとめ、感謝す

ります。さらに、①臨床的に働く場合、②職員として勤く場合がありますが、この二つを勤務時間に入れることは何の問題はない

と思います。厚労省とも話をしています。

◆ 牧原氏 一言でいうと、厚労省と経産省では、医療の見え方に違いはありませんか。

◆ 牧原氏 一言でいうと、見てなかったということだと思います。つまり、厚労省側から見るとそれを産業としてとらえる視点はま

ったくなかった。経産省側から見るとそれを産業としてとらえる視点はま

ったくなかった。経産省側から見るとそれを産業としてとらえる視点はま